

京都市消防局訓令乙第1号

各 部
消 防 学 校
各 消 防 署

京都市消防局事務分掌規程及び京都市消防署事務分掌規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成26年5月30日

京都市消防局長 杉本 栄一

京都市消防局事務分掌規程及び京都市消防署事務分掌規程の一部を改正する規程

(京都市消防局事務分掌規程の一部改正)

第1条 京都市消防局事務分掌規程の一部を次のように改正する。

第2条 予防部の項第26号中「，防災管理点検」を「及び防災管理点検」に改め，「及び防火自主点検」を削り，同項第27号を同項第28号とし，同項第26号の次に次の1号を加える。

(27) 防火基準適合表示制度に関すること。

(京都市消防署事務分掌規程の一部改正)

第2条 京都市消防署事務分掌規程の一部を次のように改正する。

第1条 総務課の項中「総務課」を「総務課」に改め，同条予防課の項中「予防課」を「予防課」に，同項第17号中「，防災管理点検」を「及び防災管理点検」に改め，「及び防火自主点検」を削り，同項第18号を同項第19号とし，同項第17号の次に次の1号を加える。

(18) 防火基準適合表示制度に関すること。

第1条 警防課の項中「警防課」を「警防課」に改める。

附 則

この訓令は，公布の日から施行する。

(消防局総務部企画課)